

宮城県土地開発公社建設工事執行要綱取扱要領

(趣旨)

第1 建設工事の執行については、宮城県土地開発公社財務規程(昭和57年12月1日施行)、宮城県土地開発公社建設工事執行要綱(昭和57年12月1日施行、以下「執行要綱」という。)その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(工事の執行方法)

第2 理事長は、請負による工事の執行を原則とする。ただし、工事の目的又は性質等により必要がある場合は、国、地方公共団体、他の公社・公団その他適当と認めるものに工事を委託し、執行することができる。

(競争入札の適用基準)

第3 一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)の適用の基準は、別に定める。

(競争入札参加資格条件)

第4 理事長は、執行要綱第5条第2項の規定に基づき競争入札に参加する者に必要な資格を定めるとき、次に掲げる事項に係る資格条件を必ず付さなければならない。ただし、第6号については、共同企業体を入札参加対象としない場合にあつては、この限りでない。

- (1) 入札期日(郵送により入札書を提出する場合においては開札日とする。)において、発注する対象工事に対応する業種及び等級について、執行要綱第4条の登録を受けていること。
- (2) 入札期日において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 入札期日において、宮城県の建設工事入札参加登録業者等指名停止要領(昭和60年7月8日施行)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている期間中でないこと。
- (4) 入札期日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと(申立てをしている場合にあつては、別に定めるところにより、宮城県知事の再評価を受けている者は除く。)
- (5) 入札期日において、銀行取引停止となっていないこと(取引停止となっている場合にあつては、別に定めるところにより、宮城県知事の再評価を受けている者は除く。)
- (6) 同一の入札には、共同企業体の構成員である場合を含め、重複して参加することはできないこと。

2 理事長は、前項に掲げるもののほか、入札に付す工事の内容等により、次の事項について、資格及び条件を設けることができるものとする。

- (1) 事業所の所在地に関すること。
- (2) 施工実績等の技術条件に関すること。
- (3) 技術者の配置に関すること。
- (4) 共同企業体に関すること。

3 理事長は、前項第3号に関し入札公告日(指名競争入札にあつては、指名通知日)の

過去1年以内に、次の事項に該当した場合は、前項第3号で条件を付した配置技術者のほか1者を専任で当該工事現場に配置させることができる。

- (1) 宮城県工事検査規程（昭和39年訓令甲第6号）に基づく工事成績評点が65点未満であったとき。
- (2) 工事請負契約書に基づいて修補の指示を受けたことがあるとき。
- (3) 品質管理又は安全管理に関し指名停止又は書面により警告若しくは注意の喚起を受けたとき。
- (4) 工事施工者自らに起因して工期を大幅に遅延させたとき。

（競争入札参加資格条件の決定）

第5 第4第2項に規定する資格及び条件を設けようとするときは、別に定める宮城県土地開発公社建設工事競争入札委員会（以下「入札委員会」という。）において審議し、決定する。

- 2 前項の内申は、入札に付す工事を発注する課長又は理事長が任命するもの（以下「工事担当課長等」という。）が、入札参加資格条件設定調書（様式第1号）により行うものとする。

（競争入札の周知等）

第6 理事長は、競争入札の実施に関し必要な事項を、執行要綱第6条第1項に規定する公告（以下「入札公告」という。）、同要綱第7条第2項に規定する通知（以下「指名通知」という。）等により周知するものとする。

- 2 理事長は、執行要綱第16条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設けたときは、入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）及び入札執行の際に必要なに応じて次の事項を周知するものとする。

- (1) 政令第167条の10第1項の規定により入札価格及び落札候補者を調査するための調査基準価格を設けた入札であること。
 - (2) 調査基準価格を下回った入札が行われたときは、入札を保留し、調査の上、後日落札者を決定すること。ただし、調査基準価格を下回らない入札であっても宮城県土地開発公社が定める入札後審査方式一般競争入札（ダイレクト型）実施要領（平成19年4月1日施行）第2を適用した工事（以下「ダイレクト入札」という。）及び宮城県土地開発公社建設工事総合評価落札方式（簡易型・標準型）実施要領（平成19年4月1日施行）第2を適用した工事（以下「総合評価」という。）入札を行った場合は、入札を保留し、審査の上、後日落札者を決定すること。
 - (3) 調査基準価格を下回った入札及び建設業違反容疑等について宮城県が調査中である者が行った入札（以下「調査基準価格を下回った入札等」という。）については、落札候補者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
 - (4) 調査基準価格を下回った入札等を行った者は、事後の事情聴取等の調査に応じなければならないこと。
- 3 理事長は、入札に参加する者に対し、入札時に、当該入札額を見積もった工事費の内訳書（以下「工事費内訳書」という。）の提出を求めることができる。この場合において、理事長は第1項の規定により周知しなければならない。

（競争入札参加資格確認申請等）

第7 入札参加者を公募する競争入札（以下「一般競争入札等」という。）に参加しよう

とする者（以下「入札参加申請者」という。）は、入札参加資格確認申請書（様式第2号）に必要事項を記入し、入札公告に定めるところにより当該申請書を提出しなければならない。

- 2 理事長は、入札参加申請者の入札参加資格の確認のため必要と認めるときは、前項の入札参加資格確認申請書に、施工実績等確認調書（様式第3号）その他の必要書類を添付させることができる。
- 3 理事長は、次に掲げる書類一式を、ホームページに掲載し、閲覧及びダウンロードできるようにする。ただし、希望者に当該書類を配布する方法とすることができる。
 - (1) 入札公告の写し
 - (2) 入札参加資格確認申請書（施工実績等確認調書を含む。）の用紙
 - (3) 宮城県土地開発公社建設工事競争入札参加心得
 - (4) 入札保証に関する説明書類
 - (5) 契約保証に関する説明書類
 - (6) その他入札に参加するに当たり必要な書類
- 4 入札参加資格確認申請書の提出は1部とし、提出方法は配達証明付き郵便に限るものとする。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りでない。
- 5 入札参加資格確認申請書の提出は、入札公告の日の翌日から起算して7日目以降の当該入札公告で指定した日までに当該入札公告で指定した場所に到達したものに限りものとする。
- 6 前項に規定する期限を過ぎて到達した入札参加資格確認申請書は受理せず、速やかに当該申請者に返却するものとする。
- 7 執行要綱第11条の規定により入札保証金を納めさせる場合の取扱いは、別に定めるものとする。
- 8 理事長は、執行要綱第11条の規定により入札保証金を納めさせる場合において、入札参加者が銀行、理事長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）による契約保証の予約を受け、その証書を提出したときは、執行要綱第13条第1項第2号に該当するものとして、同項の規定により入札保証金の全部を免除するものとする。
- 9 ダイレクト入札については、第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定は適用しない。

（競争入札参加資格の確認）

- 第8 入札執行者は、入札参加申請者から入札参加資格確認申請書の提出があった場合は、必要に応じて工事担当課長等と協議の上、第5第1項の規定により決定した競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）を確認するものとする。
- 2 入札執行者は、前項の確認において入札参加申請者の入札参加資格に疑義が生じた場合は、入札委員会に諮り、委員会の審議により入札参加資格の有無を決定するものとする。
 - 3 入札執行者は、前2項の規定による入札参加資格の確認の結果を、入札参加申請者に対して、入札参加資格確認結果通知書（様式第4号の1又は2）により通知するものとする。ただし、入札参加者を公募する指名競争入札にあつては、前段の通知は、執行要綱第7条第2項の通知によるものとする。

- 4 前項の場合において、入札参加資格を有しないと認められた入札参加申請者に対しては、その理由を付さなければならない。
- 5 ダイレクト入札については第1項から前項までの規定は適用しない。

(特定建設工事共同企業体の取扱い)

第9 第4第2項に規定する条件として、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）の結成を求める場合は、宮城県建設工事共同企業体運用基準（平成19年4月1日施行によるものとする。ただし、特定建設工事共同企業体の対象工事については、宮城県土地開発公社特定建設工事共同企業体対象工事基準（平成21年1月5日施行）によるものとする。

- 2 特定企業体の結成は、入札参加資格を満たす構成員の任意による結成とする。
- 3 特定企業体の入札参加の申請等に関しては、第7及び第8の規定を準用する。この場合において「競争入札に参加しようとする者」を「競争入札に参加しようとする特定企業体」に読み替えるものとする。
- 4 特定企業体にあつては、前項で準用する第7第3項に規定する添付書類に次に掲げる書類を加えるものとする。
 - (1) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
 - (2) 入札・契約の権限に関する構成員間の委任状

(指名)

第10 執行要綱第7条第1項の指名は、理事長が別に定める。

(見積期間)

- 第11 執行要綱第8条に規定する見積期間の日数には、原則として、土曜日、日曜日並びに4月29日から翌5月5日まで、8月13日から同月16日まで及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を含まないものとする。
- 2 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項ただし書に規定する見積期間の短縮は、原則として行わないものとする。

(設計図書等の閲覧)

- 第12 理事長は、仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）を必要部数作成し、見積期間中、閲覧に供するとともに、貸し出しするものとする。
- 2 理事長は、一般競争入札等においては、前項の閲覧及び貸出のほか、入札参加申請者が、見積期間中、公社が指定する場所において設計図書等の複写をすることができるようにするものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定については、入札参加申請者又は指名通知を受けた者（以下「指名業者」という。）に設計図書等を配布する場合は、この限りでない。
- 4 理事長は、入札参加申請者又は指名業者から、指定した期間中、設計図書等に関する質問・回答書（様式第5号）により、設計図書等について質問を受け付けるものとする。ただし、軽微なものについては、用紙の記載を省略することができるものとする。
- 5 理事長は、前項の規定により提出された質問について設計図書等に関する質問・回答書（様式第5号）を作成し、閲覧場所において、入札公告等により指定した日まで閲覧に供さなければならない。

(予定価格調書の記載)

第13 執行要綱第15条の予定価格調書(様式第6号)の記載事項のうち、予定価格、最低制限価格及び請負対象額のそれぞれ消費税及び地方消費税の額を除く額の欄は、千円未満の端数を切り捨てた額とする。

2 予定価格調書の記載事項のうち調査基準価格は、第15の規定により得た額とする。

(最低制限価格・調査基準価格の設定)

第14 最低制限価格及び調査基準価格を設ける場合の基準は、別に定める。

(調査基準価格の算定)

第15 調査基準価格の消費税及び地方消費税の額を除く額(以下「税抜き調査基準価格」という。)は、次の式により求める。

設計額の純工事費相当額 $\times 0.9$ + 設計額の現場管理費相当額 $\times 0.7$ + 設計額の一般管理費等 $\times 0.6$

(1) 税抜き調査基準価格に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 設計額は、消費税及び地方消費税の額を除いた額をいう。

(3) 純工事費相当額及び現場管理費相当額は、別に定める履行能力確認調査における数値的判断基準(平成17年4月1日施行)による。

(4) 設計額の一般管理費等は、設計額から純工事費相当額及び現場管理費相当額を控除した額をいう。

2 調査基準価格(消費税及び地方消費税の額を含む。)は、税抜き調査基準価格に100分の108を乗じて得た額とする。

(最低制限価格の算定)

第15の2 第15の規定は、最低制限価格の消費税及び地方消費税の額を除く額について準用する。この場合において、「調査基準価格」とあるのは「最低制限価格」と、「設計額の純工事費相当額 $\times 0.9$ + 設計額の現場管理費相当額 $\times 0.7$ + 設計額の一般管理費等 $\times 0.6$ 」とあるのは「設計額の純工事費相当額 $\times 0.85$ + 設計額の現場管理費相当額 $\times 0.6$ + 設計額の一般管理費等 $\times 0.5$ 」と読み替えるものとする。

(入札の執行等)

第16 代理人をもって入札する者については、入札の前に委任状を提出させるものとする。

2 入札執行者は、入札結果について、次のとおり公表するものとする。

(1) 落札決定した場合落札金額、落札者名及び調査基準価格又は最低制限価格

(2) 調査基準価格を下回った場合最低入札金額、その入札者名及び調査基準価格

(3) 再度入札を行う場合最低入札金額

3 入札者及び代理人(以下「入札者等」という。)は、入札書を提出する前に限り、入札を辞退することができる。

4 入札又は開札後において、入札者等から、設計図書等についての不明又は錯誤等を理由に異議の申立てがあった場合は、これを受け付けないものとする。

(入札又は開札の延期等)

第17 執行要綱第21条第2号の規定は、談合情報対応マニュアルに基づき判断が必要な場合のほか、別に定める場合に適用する。

2 執行要綱第21条第3号の規定は、予定価格、設計図書等、入札参加条件など（以下「予定価格等」という。）に錯誤があったと認められる場合などの不測の事態に適用するものとする。ただし、錯誤が入札又は開札後から契約締結前までに認められた場合であって、落札者又は落札の候補とする者の入札の価格及び資格等が、当該錯誤がない場合における適正な予定価格等に対応した正当なものであると認められたときは、適用しないものとする。

(入札の無効)

第18 執行要綱第23条第3号に該当する場合は、次のとおりとする。

- (1) 入札者又は代理人の記名押印を欠く入札
- (2) 金額を訂正した入札又は金額の記載が不鮮明な入札
- (3) 誤字、脱字等により意思が不明な入札
- (4) その他入札執行者が入札者又は代理人の意思が不明と認めた入札

(落札者の決定)

第19 入札執行者は、落札者又は随意契約の相手方を決定したときは、その旨を宣言し、当該決定した者に、確認のため入札書又は見積書に押印させるものとする。

2 調査基準価格を設けた工事にあつては、最低の入札価格が当該調査基準価格を下回る場合及び落札候補者が建設業法違反容疑等について宮城県の調査中である場合は、入札を保留し、入札委員会において審議の上、落札者を決定するものとする。ただし、入札後審査方式一般競争入札（ダイレクト型）実施要領第8第2項に定める施工体制事前提出方式を適用し、別に定める数値的判断基準（以下「数値的判断基準」という。）により落札不相当と判定された場合は入札委員会における審議を要しないものとする。

(履行能力確認の調査)

第20 工事担当課長等は、第19第2項の規定により入札が保留となったときは、落札候補者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の確保の観点から支障がないかを調査するものとする。

2 前項の調査は、落札候補者からの履行能力確認調査回答書（様式第8号）及び関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により行うものとし、その内容は原則として次のとおりとする。この場合の具体的調査方法等については別に定める。

- (1) 入札価格積算の根拠及び妥当性並びに労務、資材等の調達等の適否に関する事項
- (2) 施工能力の適否に関する事項
- (3) 落札候補者の経営状況に関する事項
- (4) 落札候補者の建設業法違反容疑等に関する事項
- (5) その他の必要な事項

3 工事担当課長等は、第1項に規定する調査を、入札を保留とした日から10日間を目途に行うものとする。ただし、総合評価を適用した工事の場合については、この限りではない。

4 第2項に規定する資料の提出は、期限を付して求めるものとする。

- 5 調査基準価格を設けた入札については、入札公告等において、工事費内訳書の提出を求めることがあることを明示し、入札執行者は、第19第2項の規定により入札が保留となったときは、すべての入札者等から当該工事費内訳書を提出させることができるものとする。
- 6 工事担当課長等は、第4第2項の規定により、工事現場に配置する技術者の資格等を入札参加条件とした場合は、第1項に規定する調査において、期限を付して配置技術者届出書（様式第7号）を提出させるものとする。
- 7 工事担当課長等は、第1項に規定する調査を終了したときは、履行能力確認調査票（様式第9号）を作成し、入札委員会に諮らなければならない。
- 8 数値的判断基準により落札不相当と判定された場合は、第2項、第4項、第6項及び前項の規定は適用しない。

（履行能力確認調査結果の審議）

第21 入札委員会は、工事担当課長等が行った第20の調査の結果について審議し、落札の適否を決定するものとする。ただし、数値的判断基準により落札不相当と判定された場合を除く。

（調査基準価格を下回った入札等の落札者決定）

- 第22 入札執行者は、前条の入札委員会の審議の結果、落札適当となった場合は、落札候補者を落札者と決定し、落札不相当となった場合（数値的判断基準により落札不相当と判断された場合を含む。）は、落札候補者を落札者とししないものとする。
- 2 入札執行者は、前項の規定により、落札候補者を落札者としない場合は、落札候補者に、履行能力確認調査結果通知書（様式第10号）により書面で通知するものとする。この場合、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い入札価格又は総合評価を適用した工事にあつては総合評価点の最も高い評価点に次いで高い評価点の者の入札価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格を下回った入札等以外であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。
 - 3 前項に規定する場合において、次順位価格が調査基準価格を下回った入札等であったときには、当該次順位価格及び当該次順位価格の入札をした者につき第20から前項までの規定を準用する。

（落札者等に対する通知）

第23 入札執行者は、前条の規定により落札者を決定したときは、直ちに落札者に通知するとともに、別に定める要領に基づき入札結果等を公表するものとする。

（随意契約の運用）

- 第24 随意契約により契約を締結しようとするときの取扱いは、別に定める。
- 2 災害応急工事等特に緊急に工事を施行する必要がある場合の契約等の取扱いは、別に定める。

（配置技術者の確認）

第25 理事長は、第4第2項の規定により配置技術者の資格条件を定めたときは、配置技術者届出書を、執行要綱第27条第1項に規定する契約の締結の前までに提出させるものとする。ただし、第20第6項に規定する場合及び談合情報対応マニュアルの規定

により手続を行う場合は、それぞれの定めるところによるものとする。

- 2 前項の配置技術者届出書には、当該配置技術者の資格を証する書類を添付させるものとする。
- 3 工事担当課長等は、第1項に規定する配置技術者届出書に基づき、直ちに届出のあった技術者の資格等が入札参加条件に適合しているか等について確認し、入札執行者に報告するものとする。
- 4 入札執行者は、落札者が第1項の規定による期限までに配置技術者届出書を提出しないとき及び前項の規定に基づく確認の結果、入札参加条件に適合する技術者の配置がなされないときは、執行要綱第23条第1号の規定に該当するものとして、当該落札者の入札を無効とする。

(工事費内訳書の確認)

第26 入札執行者は、第6第3項の規定により入札参加者に工事費内訳書の提出が求められているときは、入札時に提出させるものとする。ただし、第20第5項に規定する場合及び談合情報対応マニュアルの規定により手続を行う場合は、それぞれの定めるところによるものとする。

- 2 工事担当課長等は、前項の規定により提出された工事費内訳書の内容を調査し、入札執行者に談合等の不正行為の形跡を認めたときは、直ちに入札執行者に報告するものとする。
- 3 第1項の規定により提出された工事費内訳書は、契約締結の日まで保存するものとする。ただし、前項の規定による調査の結果、談合等の不正行為の形跡を認めたときその他保存の必要がある場合は、契約書類と合わせて保存するものとする。

(契約締結等)

第27 執行要綱第27条第1項に規定する契約締結の期限については、天災、地変等により契約を締結することが困難なとき、談合情報等により契約締結に疑義が生じたときその他やむを得ない事情が生じた場合は、この限りでない。

- 2 調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合における執行要綱第29条第1項に基づく契約保証金の額は、請負代金の100分の30以上とし、その他契約保証金の取扱いについては、別に定める。

(下請負の制限等)

第28 執行要綱第33条第2項に規定する下請負の承認は、次のいずれかに該当するときはしてはならない。ただし、第3号については、工事を施工する上で必要と認められる場合は、この限りでない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第22条第1項の規定に違反するとき。
- (2) 執行要綱第33条第1項の規定に違反するとき。
- (3) 請負者が、請け負った工事の入札に参加した他の者に請け負った工事の一部を委任し、又は請け負わせようとするとき。
- (4) その他不適切な下請と認められるとき。

(設計変更)

第29 執行要綱第34条第1項の工事の変更のうち設計内容の変更によるものについては、契約の目的を変更しない限度において、やむを得ない場合に限るものとし、その取

扱いについては、別に定める。

(変更契約金額)

第30 執行要綱第34条第1項の工事の変更に伴う変更契約金額は、次の式により算出した変更請負対象額に消費税及び地方消費税の額を加算した額とするものとし、請負者に提示して承諾を得なければならない。この場合において、変更請負対象額に千円未満の端数が生じた場合は、この端数を切り捨てるものとする。

変更請負対象額=変更請負対象設計額×当初契約金額／当初請負対象設計額

ただし、第17第2項ただし書を適用した場合の当初請負対象設計額は、錯誤を改めた後の額とする。

(前金払)

第31 調査基準価格を下回る価格で契約締結する場合における執行要綱第37条第1項に基づく前金払の割合は、当該工事の請負代金額の10分の2の額以内の額とする。

(中間前金払の対象及び限度額)

第32 執行要綱第38条第1項の中間前金払の対象となる工事に要する経費は、工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において消却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

- 2 債務負担行為に係る契約（以下「債務契約」という。）の中間前金払の支払限度額は、当該支払年度の出来高予定額の10分の2を越えない範囲とする。
- 3 前金払と中間前金払の支払合計額は、契約金額の10分の6（調査基準価格を下回る価格で契約締結した場合は10分の4）を越えてはならないものとする。ただし、債務契約については、当該支払年度の出来高予定額の10分の6（調査基準価格を下回る価格で契約締結した場合は10分の4）を越えてはならないものとする。

(中間前金払の認定)

第33 中間前金払の支払に係る認定の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- (1) 当該契約に係る工期の2分の1（債務契約にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1（債務契約にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事の作業に要する経費（工事現場に搬入された検査済みの材料等の額を含む。）が請負代金の額の2分の1（債務契約にあつては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当していること。
- 2 中間前金払の支払に係る認定の手続は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。